

習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、骨髄・末梢血幹細胞提供者（以下「ドナー」という。）の増加及び多くの骨髄・末梢血幹細胞移植の実現を図るため、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業においてドナーとなった者等に対する習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、習志野市補助金等交付規則（平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業における骨髄・末梢血幹細胞の提供（以下「骨髄・末梢血幹細胞の提供」という。）を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- (2) 前号に規定する者（個人事業主を除く）が従事している国内の事業所（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。）

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる者 骨髄・末梢血幹細胞の提供に係る通院等の日数（7日を上限とする。）1日につき2万円
- (2) 前条第2号に掲げる者 前条第1号に掲げる者が骨髄・末梢血幹細胞の提供に係る通院等のために取得した休暇の日数（7日を上限とする。）1日につき1万円

2 前項第1号及び第2号の骨髄・末梢血幹細胞の提供に係る通院等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 健康診断又は自己血採血のための通院又は入院
- (2) 骨髄等の採取のための入院
- (3) その他公益財団法人日本骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書 (ドナー用) (別記第 1 号様式) 又は習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書 (事業所用) (別記第 1 号様式の 2) により、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した日から 90 日以内に市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかに審査を行い、交付の決定をするときは習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書 (別記第 2 号様式) により、不交付の決定をするときは習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書 (別記第 3 号様式) により申請者に通知しなければならない。

(交付請求)

第 6 条 申請者は、前条の規定による交付決定通知を受けたときは、習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書 (別記第 4 号様式) を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条）

年 月 日

習 志 野 市 長 宛て

申 請 者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電 話 _____

習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了しましたので、習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 4 条の規定に基づき、骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付を次のとおり申請します。

フリガナ		昭和	年 月 日生
ドナー氏名		生年月日	平成
ドナー住所			
骨髄等移植 年月日	年 月 日		

添付書類

- ① 市内に住所を有することが確認できる書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
- ② 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了したことを証明する公益財団法人日本骨髄バンクが発行する書類

第 1 号様式の 2 (第 4 条)

年 月 日

習 志 野 市 長 宛て

申 請 者 住 所
氏名又は
事業所名 印
代表者氏名
電 話

習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書 (事業所用)

本事業所に勤務する者が、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了しましたので、習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 4 条の規定に基づき、骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付を次のとおり申請します。

事業所名	
事業所所在地	
フリガナ	
ドナー氏名	

添付書類

- ① ドナーとの雇用契約が確認できる書類 (雇用証明書等)
- ② ドナーが個人事業主と生計を一にする親族の場合は、ドナーが従事していることを確認できる書類 (確定申告書の写し等)

第 2 号様式（第 5 条）

習志野市指令 第 号
年 月 日

様

習志野市長

習志野市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった習志野市骨髓移植ドナー支援事業助成金について、習志野市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

氏名又は事業所名	
住所	
交付決定額	円

習志野市指令 第 号
年 月 日

様

習志野市長

習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、習志野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

記

氏名又は事業所名	
住所	
不交付の理由	

